令和７年度消費生活講座実施要項

１　目　　的

消費者被害が後を絶たないことから、市民を対象に消費生活講座を実施することにより、複雑・多様化する商品、サービス、取引方法等について、消費者意識の高揚を図るとともに、自立した消費者の育成に努めることとする。

２　対　　象

市内小・中・高等学校及びPTA、市民団体、市内地域交流センター等が企画する消費生活講座。

３　実施方法

講座を企画する団体と市（市民生活課）で、講座内容等を協議し、実施する。

４　経費負担

講師派遣に係る経費は無料。ただし、会場等の施設使用料（備品使用料）、有償資料代

等は申込団体が負担する。

５　講　　師

消費生活コンサルタント、落語家、金融広報アドバイザー等

６　申込から実施まで

・申込み

開催月の２か月前までに「消費生活講座等申込書」を市役所市民生活課へ提出。

　・決定

申込者へ実施日時、場所、講師等について通知。

・結果報告

講座終了後、「消費生活講座等実施結果」を市役所市民生活課へ提出。

７　その他

受講者数については、概ね２０人以上とする。